

告 示

埼玉県告示第八十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

道路の種類	路線名	区間
県道 さいたま春日部線	埼玉県春日部市粕壁字八木崎六七一三番一 地先から 先まで	
	埼玉県春日部市粕壁三丁目六三二四番三地	